

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

1. 営業時間短縮要請について		
1	営業時間短縮要請は何に基づくものですか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき要請するものです。
2	時短要請に応じない場合、事業者名の公表や罰金等がありますか？	事業者名の公表や過料を科すところまでできる「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」とは異なり、あくまで協力をお願いするものです。県全体で感染を抑える瀬戸際ということをご理解いただき、ご協力をお願いします。
3	営業時間短縮要請の期間は？	令和3年9月13日(月)0時から9月26日(日)24時までの14日間です。 ただし、やむを得ない事情がある場合は、9月15日(水)からでも構いません。 ※協力金は、ご協力いただいた日数に応じて給付します。
4	営業時間短縮要請の対象区域、対象施設は？	※第1期及び第2期と同じです 【対象区域】県内全域 【対象施設】飲食店営業許可・喫茶店営業許可を受けた飲食店・遊興施設等 ※以下のような施設は対象外となります。 テイクアウト・デリバリー専門店、スーパー・コンビニ等のイートインスペース、キッチンカー、自動販売機等
5	県内で対象外となる区域はありますか？	ありません。県内全域が対象です。
6	営業時間短縮要請の内容は？	対象施設に対して21時までの営業時間短縮をお願いします(午前5時～21時までの営業)。 酒類の提供は、20時オーダーストップをお願いします。
7	感染状況に応じて、要請期間の延長等がありますか？	県内の感染状況を鑑み、場合によっては延長等の内容変更も考えられます。
8	給付要件の「業種別ガイドライン」とは何ですか？	各業種の協会等が示しているガイドラインです。こちらのURLからご確認ください (https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20210813)。

2. 対象施設について		
1	酒類の提供を行わない場合も対象となりますか？	酒類の提供を行わない飲食店も対象となります。
2	インターネットカフェやマンガ喫茶は対象となりますか？	インターネットカフェ、マンガ喫茶など、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、対象となりません。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

3	カラオケボックスは、協力金の支給対象となりますか？	食品衛生法に基づく営業許可を取得していれば時間短縮営業の要請対象になるので、21時から翌朝5時まで営業休止(20時以降の酒類の提供中止)すれば支給対象となります。
4	パン屋は対象となりますか？	テイクアウト専門であれば対象となりません。ただし、カフェ形式のように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。
5	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は対象となりますか？	ホテル・旅館内のレストランや宴会場は、宿泊客のみが利用する場合、対象となりません。ただし、宿泊客以外の方も利用できる場合は対象となります。(この場合、宿泊客の利用については、受給要件になりません。)
6	運営している施設の一部が要請対象施設になっている場合、協力金の支給対象となりますか？(例:ホテルが運営しているスナック等)	対象となります。
7	ホテル内の1店舗のみ宿泊者以外も利用できるレストランがあるが、対象となりますか？	宿泊者以外も利用できるのであれば、対象となります。
8	ホテル内のレストランが宿泊者と宿泊者以外が利用できる場合、売上高は宿泊者・宿泊者以外を全て含んでもいいですか？	全て含んで構いません。ただし、協力金の算出に用いるのは飲食部門の売上高に限りです。
9	テイクアウト店や車両による移動式の飲食店は対象となりますか？	対象となりません。 移動式の場合、お客様に飲食スペースを提供することができないので、持ち帰り(テイクアウト)専門店と同じ扱いになります。
10	店舗型の飲食店なのですが、屋外(テラス席)にのみ常設の飲食スペースがある場合は、対象となりますか？	テラス席等の屋外スペースで客が飲食することが通常の営業形態である店舗も対象です。ただし、公道等許可を得ていない屋外スペースで営業を行っている場合等は対象外となります。
11	イートインコーナーがある大型スーパー店やコンビニエンスストアは対象となりますか？	対象となりません。 ただし、フードコートのように屋内に客席を設けて、店舗で調理した食品をその場で飲食することを目的とした店舗は対象となります。
12	遊興施設におけるドリンクバー部分は、21時以降も営業できますか？	飲食店営業許可を受け、イートインスペースを設けている場合は協力金の対象となるため21時以降の営業はできません。 イートインスペースが無くテイクアウトのような要素が強い場合は、協力金の対象外となるため、21時以降も営業が可能です。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

13	雀荘で酒類提供しているが、対象となりますか？	飲食店営業許可を受けている場合は、対象となります。
14	性風俗店は対象となりますか？	対象となりません。
15	結婚式場は対象となりますか？	施設本来の目的である結婚式で利用する方のみ飲食を提供する場合は対象となりません。ただし、施設内でのディナー営業等、不特定多数の方に飲食を提供する場合は対象となります。 なお、協力金の算出に用いるのは飲食部門の売上高に限ります。

3. 協力金について		
(1) 申請について		
1	協力金の申請期間や申請方法、申請受付窓口等は？	申請期間は令和3年10月1日(金)から10月29日(金)までです。 申請方法は第1期及び第2期同様、電子申請と郵送を予定しています。 申請書の配布に関しては、調整中です。決まり次第お知らせします。
2	協力金は申請しなければ給付されないのですか？	申請書等の提出が必要です。
3	協力金の額はどのように決まりますか？	1日当たり給付額×時短要請に応じた日数(店休日は除きます) ※店舗単位の協力金算出・給付です。 ※算出に用いる売上高は、消費税及び地方消費税を含みません。 【中小企業(売上高方式)】※売上高減少額方式の選択も可能 (1)1日当たり売上高「8万3,333円以下」 →1日当たり給付額「2.5万円」 (2)1日当たり売上高「8万3,333円超～25万円未満」 →1日当たり給付額「1日当たり売上高の3割※」 (3)1日当たり売上高「25万円以上」 →1日当たり給付額「7.5万円」 ●1日当たり売上高…令和元年または2年の飲食部門9月売上高(税別)の合計÷30日 【大企業(売上高減少額方式)】 1日当たりの売上高減少額の4割 上限額:「20万円」または「1日当たり売上高の3割※」のいずれか低い額 ●1日当たりの売上高減少額…(令和元年または2年の飲食部門9月売上高の合計(税別)－令和3年の飲食部門9月売上高の合計(税別))÷30日 ※1千円未満切り上げ

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

4	<p>昨年(令和2年)10月以降にオープンした店舗の売上高は、1日当たりの売上高をどのように考えれば良いですか？</p>	<p>【新規開店特例】 ※第4期 ①令和2年10月1日～令和3年8月19日までの間に開店した場合 開店日から令和3年8月19日までの売上高÷開店日から令和3年8月19日までの日数 ②令和3年8月20日から時短要請開始日前日までの間に開店した場合 開店日から時短要請開始日前日までの売上高÷開店日から時短要請開始日前日までの日数</p>
5	<p>協力金の申請に必要な書類はどのようなものがありますか？</p>	<p>1.大分県営業時間短縮要請協力金申請書(第1号様式)※電子申請の場合は不要 2.代表者本人確認書類の写し(★) 3.営業時間短縮または休業の状況が分かる写真、資料等 4.通帳等の写し 5.確定申告書(★)、売上台帳の写し※下限額の2.5万円で申請する場合は提出不要</p> <p>(★)印の書類(代表者本人確認書類の写し、確定申告書)については、第1期または第2期の協力金を給付済みの店舗においては、第3期及び第4期の申請時、添付の省略が可能です。</p>
6	<p>協力金の給付は事業者単位ですか？</p>	<p>協力金の算出・給付は、事業者単位ではなく、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている対象施設単位です。</p>
7	<p>確定申告をしておらず、市町村へ住民税のみ申告している場合は、確定申告書の代わりとして提出しても良いですか？</p>	<p>構いません。</p>
8	<p>時短営業及び休業のお知らせに関するチラシは、手書きでも良いですか？</p>	<p>手書きでも構いませんが、時短要請協力期間やその内容(時短営業または休業)、店舗名、通常の営業時間を記載し、時短営業の場合は時短営業時間も記載してください。</p>
9	<p>店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金の申請をすることはできますか？</p>	<p>営業許可を受けている事業者を対象とした協力金ですので、営業許可を受けている方が申請してください。</p>
10	<p>申請者と営業許可証の名義が異なる場合は対象となりますか？</p>	<p>名義が異なる場合は、申請時に申請者と営業許可証の名義との関係を説明する理由を申告いただくことにより、認める場合があります。</p>
11	<p>要請期間中に事業承継等により営業主体が変わった場合は対象となりますか？</p>	<p>対象となります。必要書類については申請要領をご確認ください。</p>

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

12	要請期間前に事業承継等により営業主体が変わった場合、売上高は承継前の売上を基に計算して良いですか？	良いです。ただし、別途事業承継等を証する書類の提出が必要となります。必要書類については申請要領をご確認ください。
13	店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか？	時短営業要請開始日の前日までに時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、21時～朝5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。
14	本店・本社が対象地域外の場合でも、対象地域に店舗があれば支給の対象となりますか？	対象となります。
15	大企業も支給の対象となりますか？	対象となります。 ※売上高減少額方式での協力金算定
16	要請期間の初日から営業時間の短縮をできなかった場合、協力金の支給対象とはならないのですか？	対象となりません。 要請期間の全期間で店休日を除き営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ対象になるので、部分的に要請に応じなかった場合は対象となりません。 やむを得ず要請期間の初日に営業時間の短縮ができない理由がある場合は、個別にご相談ください。
17	9月13日からやむを得ない理由で要請に応じることができない時、どうすれば良いですか？	9月13日から協力いただくことが必要です(要請期間の全期間で店休日を除き営業時間の短縮にご協力いただいた場合のみ対象になるので、部分的に要請に応じなかった場合は対象となりません)。 ただし、仕入れの都合(生もの等を既に仕入れている等)、お客様のキャンセル連絡が間に合わない等のやむを得ない理由がある場合は、個別にご相談ください。
18	9月13日から要請に応じることができない「やむを得ない場合」とは、どのような場合ですか？	仕入れの都合(生もの等を既に仕入れている等)、お客様のキャンセル連絡が間に合わない等を想定しています。
19	店内飲食及びテイクアウトを営業している場合、令和元年・令和2年の売上高は、店内売上とテイクアウト売上を分ける必要がありますか？	飲食部門として捉えるので、分ける必要はありません。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

20	複数の店舗を有していますが、店舗の数ごとに協力金が支給されますか？また、全ての店舗が要請に応じないと支給されませんか？	<p>要請に応じていただいた店舗ごとに支給されます。ただし、要請期間を通して営業時間短縮を行なっていない必要がありますので、例えば複数の店舗で期間中ローテーションで営業時間短縮を行なった場合は対象となりません。</p> <p>(例) 2店舗中1店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、1店舗分の協力金を支給。 2店舗中2店舗が要請期間を通して営業時間短縮を行なった場合は、2店舗分の協力金を支給。 2店舗中1店舗が9月13日午後9時～9月20日まで、もう1店舗が9月21日～9月26日まで営業時間短縮を行なった場合は、2店舗とも協力金の対象とならない。 なお、今後の感染状況により、要請期間が短縮された場合、1店舗あたりの支給額は、短縮された日数に応じて減額となります。</p>
(2) 支給対象となる営業日・営業時間について		
21	通常の営業時間が朝11時から22時までの酒類を提供する飲食店です。酒類の提供を20時までに時間短縮すれば、営業を22時まで続けても、協力金の支給対象となりますか？	対象となりません。酒類の提供を20時までに短縮しても、営業を21時までに短縮していなければ協力金の支給対象となりません。
22	通常の営業時間を21時まで、かつ酒類提供を20時半としている場合、酒類提供を20時までに短縮すれば対象となりますか？	対象となりません。酒類の提供を20時までに短縮しても、通常の営業時間が21時までであれば対象となりません。
23	複数レストランを経営しており、そのうち通常営業が21時までの店舗は協力金の対象外ですが、この店舗について酒類提供のオーダーストップは20時までとする必要がありますか？	対象外店舗については、酒類提供を20時にオーダーストップする必要はありません。
24	営業時間の短縮ではなく、要請期間中完全休業した場合も、協力金の対象となりますか？	対象となります。
25	通常の営業時間が朝10時から19時までの飲食店です。期間中、完全休業したら時間短縮営業に対する協力金の支給対象となりますか？	対象となりません。通常の営業時間が、今回の時間短縮営業(朝5時から21時まで)内であれば対象となりません。
26	通常の営業時間が21時から翌朝2時までの飲食店です。営業時間を短縮することができませんが、休業したら協力金の支給対象となりますか？	21時から翌朝5時までの営業を自粛しているので、協力金の支給対象となります。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

27	一般営業は18時までですが、予約営業は21時以降もしています。この場合、21時以降の予約営業を自粛すれば支給の対象となりますか？	通常、そのような営業形態をとられている場合、21時から翌朝5時までの間の予約営業の自粛にご協力いただけるのであれば、要請期間中に予約を受けて営業した日数が支給対象となります。
28	一般営業は18時までですが、予約営業は21時以降もしています。要請期間中は休業する予定ですが、給付金の算定日数はどうなりますか？	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に21時以降営業していたことの証拠書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を求めることがあります。
29	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で予約があった日のみ店を開けているが、給付金の算定日数はどうなりますか？	要請期間中に予約を受けて営業した日があり、その全ての日において21時までに営業を短縮していれば、営業した日数が支給対象となります。
30	元々完全予約制(営業時間は22時半まで)で要請期間中は休業する予定ですが、給付金の算定日数はどうなりますか？	過去の実績から見込んでいただいた要請期間中の営業予定日数が支給対象となります。ただし、過去に21時以降営業していたことの証拠書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を求めることがあります。
31	通常、昼のみ営業していますが対象となりますか？	対象となりません。通常時において、21時から朝5時までの時間帯に営業していることが給付要件の1つとなっています。
32	21時を過ぎても、お客様がいれば閉められないのが実情です。そのような場合は対象となりますか？	営業時間を21時までとしなければ対象となりません。お客様には、県からの時短要請が出ている旨をお伝えいただき、21時までに退出いただくよう促してください。
33	営業は21時までとしているが、お客様が退出するまで営業を続けています。その場合、対象となりますか？	通常営業が21時に終了する場合は、対象外です。ただし、21時以降もお客様が店に滞在し、21時以降に閉店することが常時であれば、それが証明できる書類(21時以降に出力したレシートや営業時間を記録した帳簿等)を提出いただくことで対象となる場合があります。
34	感染対策のため、既に自主的に21時までの時間短縮営業(又は休業)をしていますが、支給の対象となりますか？	通常であれば21時以降も営業しており、感染対策のため自主的に休業・時間短縮営業をされている場合であって、今回の要請期間も休業・時間短縮営業を継続する場合は対象となります。
35	毎週日曜日が定休日の酒類を提供する飲食店です。要請期間中、営業時間を短縮した場合、期間中定休日がある3日あるので、その3日分の協力金相当額が減額されますか？	減額されます。要請期間の初日から最終日までを通じて要請に応じていただいております期間中に定休日等の店休日が含まれている場合、「店舗ごとに算定される1日あたりの金額」×店休日を除く営業日数分が支給されます。
36	要請期間の初日から休業する予定ですが、期間の途中で3日間だけ一時営業しても、協力金の支給対象となりますか？	営業日に、営業時間を21時まで(酒類提供を20時オーダーストップ)としていただければ対象となります。ただし、営業時間短縮要請に応じていなければ対象となりません。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

37	不定休で営業していますが対象となりますか？	休みの予定としていた日を除き、その日以外を時間要請に応じた日として給付額を換算します。
38	通常、日曜日を定休日としているが、時短営業要請期間に日曜日に営業した場合、営業日として対象となりますか？	通常設定されている店休日については、支給対象外となります。店休日については、ホームページや店内掲示の写真等で確認させていただきます。
39	レストランを21時で閉店し、その後はテイクアウトサービスのみの営業を続けた場合は支給の対象となりますか？	対象となります。要請の対象であるレストラン内での営業を21時まで(酒類提供は20時オーダーストップの上、21時まで)としていただければ、その後テイクアウトサービスを営業されても支給の対象となります。
40	21時以降もドライブスルーの営業は可能ですか？	可能です。
41	9月12日(日)から翌20日の午前0時以降にかけて営業している大分市内の店舗です。この場合、9月13日(月)の午前0時から午前5時まで営業を自粛しないと支給の対象とならないのですか？	9月12日(日)から引き続き翌20日午前0時から午前5時までの営業は、12日の営業の延長と考えます。このため、9月13日(月)の21時以降の時間短縮営業にご協力いただける場合、対象となります。
42	21時以降、料金を徴収しなければ飲食の提供をしても、協力金の支給対象になりますか？	いいえ、21時以降に店内で飲食している方がいないようにしてください。なお、家族・従業員等であっても、感染拡大防止という観点から、21時以降は店内での飲食行為を控えるようにしてください。要請に応じていないと判断した場合は、協力金を支給しない場合があります。
43	第1期～第3期は時短営業していませんでしたが、第4期は時短営業する予定です。その場合、第4期分の協力金は支給されますか？	第4期の9月13日(月)(※やむを得ない事情がある場合は9月15日(水))から9月26日(日)の期間、時短営業にご協力いただける場合は、支給対象となります。
(3)その他		
44	支給を受けた協力金は課税対象となりますか？	はい、所得の課税対象となります。なお、申告等の詳細については、最寄りの国税事務所へのお問い合わせや国税庁のホームページをご参照ください。
45	既に閉店している場合は対象ですか？	一時的な休業ではなく完全に閉店していた場合は、対象となりません。
46	要請開始日以降にオープンした店舗は対象ですか？	対象となりません。要請開始日前日までにオープンした店舗が対象です。
47	要請期間中に廃業した場合には、日割りで協力金の対象となりますか？	対象となりません。

営業時間短縮要請協力金 よくある質問(第4期)

※R3.9.14 8:30時点

48	協力金はいつごろ支給されますか？	書類に不備などが無い場合、申請受付から2週間程度でお支払いする予定です。ただし、申請受付開始当初は、件数が集中するため、時期が下がる場合があります。あらかじめご了承ください。 添付書類の省略などにより手続をできる限り簡略化し、早期にお支払いできるよう努めます。
49	現金でもらえますか？	現金支給はできません。 (申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座振り込みを行います)
50	売上額は税込みですか？税抜きですか？	税抜きです。
51	一時支援金と重複して申請できますか？	1月から3月のいずれかの月の売り上げが50%以上減少した方が対象となりますが、大分県の時短要請と対象期間が異なるので、重複申請は可能です。
52	月次支援金と重複して申請できますか？	大分県の時短要請の対象店舗は、対象期間が重複する月は申請できません。 ※時短要請協力金の申請をしない場合でも、時短要請の対象店舗の方は月次支援金は対象期間が重複する月は申請不可です。 時短要請の対象ではない店舗(例:閉店時間が21時より前 等)の方は、月次支援金の要件に該当する場合、申請が可能です。
53	大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金と重複して申請できますか？	重複して申請できません。
54	雇用調整助成金と重複して申請できますか？	重複して申請できます。
55	県の要請に協力して営業時間を短縮したことは、どのように確認するのですか？	お店の入り口に貼っていただいている、要請期間中に営業時間を短縮していることのお知らせする張り紙(例「9月13日0時～9月26日24時の間、酒類提供を20時オーダーストップ、お店の営業を21時までに短縮します」)等の写真、ホームページ等の写しの提出をもって確認します。
56	支給・振込通知はありますか？	手続の迅速化のため、通知は行っておりません。口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。

4. その他

1	営業時間を短縮しているかどうか、調査は実施しますか？	第4期についても、第1期～第3期同様、営業実態の確認のため、要請期間中に見回り活動を実施します。交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給等が発覚した場合は、協力金の返還や協力金と同額の違約金を請求する場合があります。
---	----------------------------	--